

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 23 年度
条 例 名	神奈川県都市農業推進条例		
条 例 番 号	平成 17 年神奈川県条例第 90 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 1 節
所 管 課	環境農政局農政部農政課		
条 例 の 概 要	都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	この条例は本県都市農業の持続的な発展について基本理念を定め、県及び農業者、県民等の責務を明らかにするとともに基本的施策を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例に基づき指針を策定し、関連施策を展開することで地産地消の推進や多様な担い手の育成等が進んでおり、有効に機能している。	<大型直売センターにおける購買者数実績> 18年度 160万人 19年度 177万人 20年度 252万人 21年度 285万人 22年度 352万人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	条例では基本的施策を定めるものであり、施策の実施に当たっては指針での取組の重点化や、事業実施段階での経費の節減等に努めており、効率的に運用されている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	条例に基づく指針により関連施策を展開することで地産地消の推進や多様な担い手の育成等が進んでいるが、これは新たな県の基本構想の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、農林水産業において地産地消や様々な担い手の参画を推進し、農林水産業の活性化を図っていくという政策の基本方向に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	(改正・廃止の必要はない。)	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 28 年度	見直し規定の有無	(有) 無